

路面電車岡山駅前広場乗り入れ計画案調査検討会規約

平成 26 年 8 月 8 日

(設 置)

第 1 条 路面電車の岡山駅前広場への乗り入れに関する計画案（以下「計画案」という。）について、関係機関からの意見を加味することで成熟させることを目的に、路面電車岡山駅前広場乗り入れ計画案調査検討会（以下「調査検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 調査検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 路面電車の岡山駅への乗り入れルートに関すること。
- (2) 路面電車の岡山駅への乗り入れによる道路交通に与える影響に関すること。
- (3) 路面電車の岡山駅への乗り入れによる既存の地下街構造及び地下埋設物に与える影響に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(組 織)

第 3 条 調査検討会は、委員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者とする。
- 3 オブザーバーは、別表に掲げる者とする。

(座 長)

第 4 条 調査検討会は座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、調査検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 調査検討会の会議は、座長が必要と認めたととき招集し、座長が議長となる。

- 2 調査検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 調査検討会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 座長は必要に応じて、調査検討会に委員及びオブザーバー以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 調査検討会は、公開とする。

(事務局)

第6条 調査検討会の事務局は、岡山市都市整備局街路交通課に置く。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、調査検討会の運営に関し必要な事項は、座長が調査検討会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年 8月 8日から施行する。